

平成 30 年度事業報告書

(本 編)

社会福祉法人

笛吹市社会福祉協議会

I. 全体総括

平成30年度「第3次地域福祉活動計画」は2年目になります。市内全域では「7つのあい」（「知りあい」「つながりあい」「みとめあい」「そだてあい」「ささえあい」「見守りあい」「助けあい」）の各事業を展開しました。各町の地域福祉活動計画は地域福祉推進委員会が中心になって取り組みました。この活動計画の推進のために平成30年度は以下の3つの重点目標を定め、「住民主体」「社協内連携」で活動を展開しました。取り組みの中でも大きく前進したことを中心に報告いたします。

（1）住民と共に実践する地域づくりをすすめます。

地域づくりは、今年度も、地域福祉推進委員会を中心に各町の活動計画について年度の目標を決めて実践を行いました。各町で挨拶運動が広がり、顔が見える関係づくりが進みました。また、登下校の子どもの見守りボランティア活動が石和、一宮、八代、春日居へと広がりました。障がい者の居場所の障害者地域活動支援センター（以下、地域活動支援センター）Ⅲ型（作業所）も一宮、八代、春日居の三箇所に定着し、通所している障がい者が職員と一緒に、高齢者の熱中症予防の訪問活動を行うなど、地域共生社会（共に支え合う地域づくり）の実現に向けた活動をしました。

ボランティア団体等の事務局としての住民活動の支援も行いました。子どもへの支援では、長期休暇中の「こどものたまり場（居場所）プロジェクト」を社協が事務局となって、JAやパルシステム等への食料品寄付の依頼や小学校への周知等を行い、実施団体への支援を行いました。夏休み、冬休みの休暇中に800人以上の小学生が参加し、ほうとうやカレーを作って食べたり、勉強をしたり、茶道の体験など、様々な体験を通じた学びの機会の提供をすることができました。

「地域福祉」の原点である共に支え合い、助け合う地域づくりの具現化に向けては、地域福祉推進委員会を中心に生活支援体制整備事業（市受託事業）の第2層協議体を各町に設置しました。

在宅介護部門では、「断らない事業所」を目標に掲げ、介護が必要になっても、住み慣れた地域や在宅で生活ができるための支援をし、他の事業所では対応困難な医療度の高い方や、重度の認知症の方など利用者の主治医と相談しサービスを提供しました。

（2）相談体制・支援体制の強化を図ります。

八代・境川・芦川を圏域とする南部長寿包括支援センターを開所したことで、南部地域における高齢者の相談体制・支援体制の強化が進み、その結果年間1,165件の相談に対応しました。身体機能の低下、認知機能の低下による生活全般の機能低下による相談が多かったことから、やってみるじゃん（市受託事業）や熱中症予防事業等の各種事業を通して、課題の早期発見・早期対応や認知症の理解に努めました。

社協内連携では、生活課題を抱えている住民の課題解決に向けて、地域福祉課、後見センター、在宅介護支援部門の専門職が連携し課題解決に取り組みました。地域課題の解決に向けては、市から受託した生活支援体制整備事業により、地域の課題解決の仕組みづくりができました。また、笛吹市の支所構想に基づき、御坂地域事務所を市役所御坂支所に移転し、市役所との連携の下住民の相談に対応しました。

(3) 現行の事業サービスの目的に応じた住民と社協の役割を明確にしていきます。

住民と社協の役割の明確化では、老人クラブの自主活動に向けた支援や祭りの実行委員会の役割を明確にするなど、住民と社協職員の役割の明確化が徐々に進展しました。

以上のように、平成 30 年度の社協事業は、子どもから高齢者まで障がいのある人もない人も、誰もが住みやすい地域づくりを目指して取り組んできました。また、各部署が質の高いサービスを提供した結果、介護保険事業の報酬改定がありましたが、機能訓練や看護体制の充実、認知症への対応等利用者一人ひとりの個別サービスの充実により充実した事業活動が展開されました。各部門の事業目標と評価については以下で報告いたします。

上記のほかに、「一宮地区複合施設」の建設に向けては大きな動きがありました。厚生労働省が提唱している「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供」を目指し、高齢者の「デイサービス」、障がい者の「就労継続支援事業B型」、障がい者の入浴や介護を行う「生活介護」の三つの機能を持つ総合的な施設の建設に向けて、①地域住民説明会の開催、②補助金（山梨県障害児（者）施設整備費補助金）の申請により、平成 31 年度の建設、平成 32 年度春のオープンに向けて大きく前進しました。

※今年度の主たる事業につきましては、「広報かけはし」、「第3次地域福祉活動計画ダイジェスト版」を参照してください。

※各課・センター・事業所の実施事業の実績等については「資料編」をご覧ください。

II. 総務部門

1. 部門目標と評価

社会福祉法の改正により法人コンプライアンスの強化に対応します。また、組織体制及び財務体制の強化に法人一丸となって取り組んでいきます。更に、職場の環境整備に取り組んでいきます。

《評価》

定款、諸規則に基づき安定的な組織運営を実施し、コンプライアンスの強化に努めました。財務体制の強化では、介護報酬等の改定、委託金・補助金等が減額されていくことによる財源確保が厳しい状況の中、財務改善の実行書の作成、実践により昨年度並みの収益確保を図ることができました。

育児休業などに対する対応をその都度個別に実施することで、働く上での環境を整えました。

2. 総務課の目標と評価

(1) 組織体制の強化を図ります。(資料編 p1 参照)

《評価》

定款・諸規則に基づき理事会、評議員会を開催しました。特に理事で構成される理事協議会が立ち上がり、社協の経営方針に関する協議が活発に行われました。

第三者委員会では、苦情はありませんでしたが、専門的な立場からアドバイスをいただきました。

情報セキュリティの維持体制は、USBの使用に関する制限強化などにより今まで以上

に強化されました。しかし、職員全員に共有できていない部分もあります。

(2) 業務を通して、増収及び経費削減を図り、財務体制基盤を強化します。(資料編 p2 参照)

《評価》

財務改善の実行書に基づき実践しました。寄付者へは感謝を職員で共有できるよう会議での報告やメール発信により職員への周知を徹底しました。また、申請制度であるキャリアアップ助成金や障害者納付金制度においては、適切な業務執行により、それぞれ決定がおりました。

これらを実践することで、厳しい状況の中、昨年度並みの財源を確保することができました。

(3) 職員の働きやすい環境を築きます。(資料編 p4 参照)

《評価》

各種保険に関する手続き等への適切な対応や、メンタルヘルス・健康診断及び登用試験や任用試験の適切な実施により職員が安心して働ける環境づくりとともに意欲の向上に努めました。

また、運転による事故防止を目差しそれぞれの部署から教習所にて実践講習会にも参加し、事故防止への意識向上を図りました。

Ⅲ. 地域福祉部門

1. 部門目標と評価

活動計画のもと、住民が主体的に取り組む「7つのあい」の活動推進と7つの町の活動計画の推進に取り組むこと、また、福祉専門機関として、専門職が行う質の高い事業実施を並行して行っていきます。

平成30年度には、市の支所構想に基づいた地域事務所の市役所支所への移転に伴う相談支援事業の充実や、新しく設置される地域包括支援センター事業との連携、介護保険の生活支援体制整備事業との協働など、新たな相談・支援体制づくりが求められており、その強化、促進を行っていきます。特に、相談から把握した地域の課題解決を図るための、住民との協働による「支え合い」の支援体制づくりを強化していきます。

《評価》

各町で地域福祉推進委員会を開催し活動計画の推進に取り組みました。また、福祉専門機関の専門職として、住民と共に地域課題の抽出と整理、質の高い事業実施に取り組ましました。また、市の支所構想に基づき、御坂地域事務所の笛吹市役所御坂支所内への移転に伴い、相談支援事業の充実を図りました。御坂以外の地域事務所についても笛吹市長寿包括支援センターや民生委員・児童委員（以下、民生委員）と連携を図り、福祉専門機関として、相談支援事業の強化を行いました。地域共生社会の実現のための事業として、笛吹市から生活支援体制整備事業第2層協議体の運営と、各町の生活支援コーディネーターについて受託し、各地域事務所のリーダーが就きました。

更に、各町の地域福祉推進委員の協力を得て、7つの町に第2層協議体を設置することができました。そこで住民との協働による「助け合いの仕組みづくり」の具体的な取り組

みをスタートしました。

2. 地域福祉課の目標と評価

(1) 7つの町ごとの地域づくりを具体的にすすめていくために、特に地域福祉推進委員会を中心に、以下の事業を行います。(資料編 p6 参照)

《評価》

各町で地域福祉推進委員会を開催し、平成 29 年度の取り組みについての振り返りと、平成 30 年度の目標を決め、7つの町ごとの地域づくりに取り組むことができました。また、地域福祉推進委員会を中心に生活支援体制整備事業第 2 層協議体の設置を行いました。平成 31 年 1 月には代表者会議を開催し、各地域の取り組みを共有することができました。

(2) 子どもから高齢者まで様々な住民が活動する居場所づくりを更にすすめるために、以下の事業をすすめます。(資料編 p8 参照)

《評価》

主に高齢者を対象とするサロン活動を各地域の公民館において開催しました。また、ふえふき子ども・子育て関係者連絡会では、笛吹市内の子ども達を対象に長期休暇中に「こどものたまり場プロジェクト」を開催することで、子どもから高齢者まで住民が活動する居場所づくりを更にすすめることができました。

(3) 住民と共に福祉を学ぶ機会を更に充実させるために以下の事業を実施します。(資料編 p9 参照)

《評価》

福祉教育推進事業では、福祉教育やボランティア体験などを通じて、障がい者への理解といのちの大切さを学び、児童・生徒の福祉のこころを醸成する事を目的に、視覚障がいや聴覚障がいの当事者による講話や、障がい者疑似体験、交流事業等を実施することで、住民と共に福祉を学ぶ機会を更に充実することができました。

(4) 潜在的な地域の課題を把握するために、積極的に訪問活動を行い、事業を通じて住民の課題を把握し適切な支援につなげるために、以下の事業を行います。(資料編 p10 参照)

《評価》

サロン活動の開催支援や戸別の訪問活動、境川における福祉懇談会など、直接住民と話し合う機会を持ったことで、住民や地域の課題が把握でき、地域資源を発見することができました。

把握した住民の課題については、地域包括支援センターと連携を図り、介護保険サービスや行政サービスにつなげるなど適切な支援を行うことができました。

(5) 課題解決を行うための地域の支援体制の充実を図ります。(資料編 p13 参照)

《評価》

各地域事務所では地域包括支援センターや民生委員、ボランティア、居宅介護支援事業所の介護支援専門員、病院のケースワーカーなど多職種との連携に力を入れました。また、笛吹市より生活支援体制整備事業第 2 層コーディネーター事業を受託するなど、課題解決を行うための地域の支援体制の充実を図りました。

(6) 各関係機関、関係者との連携を更に強化します。(資料編 p13 参照)

《評価》

相談支援事業を強化するために、地域包括支援センターのほか、笛吹市役所、笛吹市内居宅介護支援事業所、病院ケースワーカーなど、各関係機関、関係者との連携を更に強化しました。また、ふえふき子ども・子育て関係者連絡会とも連携し「子どものたまり場プロジェクト」を開催することができました。

(7) 包括ケアを実現するための社協内協働体制づくりを更にすすめるために、以下の事業を行います。(資料編 p13 参照)

《評価》

相談支援事業として、社協在宅介護部門(居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、通所介護事業所)、地域活動支援センターのほか、社協が市から受託している南部長寿包括支援センターと連携し、個別のケースについて、ケース会議や担当者会議に参加することで、包括ケアを実現するための社協内協働体制づくりを更にすすめました。

(8) 住民への理解を促進するための、社協内協働体制づくりを強化するために以下の事業を進めます。(資料編 p14 参照)

《評価》

社協内協働体制を強化するため、組織内で横の連携を意識しました。

共に支え合う地域づくりを推進するために、各町にある地域福祉推進委員会を核として、生活支援体制整備事業第2層協議体、小学生の見守り活動、ボランティア活動支援をとおして、社協の住民への理解を促進しました。

(9) 地域のあらゆる困りごとに対応できる専門職としての資質向上を図るために以下のことを行います。(資料編 p14 参照)

《評価》

他機関や社協内他課開催の学習会に参加しました。また、日常生活自立支援事業の専門員連絡会を毎月1回開催し、各地域事務所で支援している困難事例について事例検討会を行い、アセスメントの技法や多職種連携、法制度について理解を深めることで、地域のあらゆる困りごとに対応できる専門職としての資質の向上を図りました。

(10) 事業において、住民の主体的活動支援を更に強化します。(資料編 p14 参照)

《評価》

住民主体の活動支援を強化することで、各町で開催された、福祉まつり、ボランティアまつりでは、実行委員会形式で各町の区長、民生委員、ボランティア団体など住民が主体となって、準備から当日のまつりの運営まで行うことができました。

ボランティア活動支援では、ボランティア団体とボランティアを必要としている住民を繋ぐことで、自主活動支援を強化しました。

(11) 住民と協働して実施する事業においては、住民の役割と、専門機関としての社協の役割を整理し、住民と話し合いながら、事業の統廃合を含めた検討を行っていきます。

《評価》

春日居では、世代間交流事業と一人暮らし高齢者交流会の2事業について、住民の役割と専門機関としての社協の役割を整理し、住民と話し合いながら、事業の統合を行いました。

た。

また、地域で開催する祭りについては、住民の役割と社協の役割について整理することはできましたが、これまでの開催方法の継続が決まり、統廃合は行いませんでした。

3. 障害者地域活動支援センターの目標と評価

(1) 啓発活動と障がい者やその家族の積極的社会参加の支援を行うために以下の事業を行います。(資料編 p15 参照)

《評価》

目の不自由な方にも市の様子を知ることができる声の広報の配信や閉じこもり解消を目的にした障害者スポーツ活動、ステージ発表に向けて稽古を重ねる太鼓教室の開催、子どもと親が参加する交流会等、本人及び家族の活動づくりを行い、社会参加を支援しました。また、同じ住民として助け合う意識づくりを目指して実施した災害時における障害者の避難訓練を県フォーラムで発表する等、啓発活動を行いました。

(2) 住民と共に、障がい者の居場所づくりを更にすすめるために以下の事業を行います。

特に、障がい者サロンを地域活動支援センターⅢ型のない地域に開所して、居場所を増やしていきます。(資料編 p16 参照)

《評価》

地域活動支援センターⅠ型、Ⅲ型は、地域での生きがい作りを目的として、家事教室や畑作業等の個別に合わせた活動やイベントを開催し、Ⅲ型では希望する方に就労訓練も行いました。精神障がい者のデイケアでは作業訓練等を行いました。障がい者サロンは、境川地区など近くに病院や通える施設が無く引きこもりがちな障がい者に居場所の提供をしました。しかし、年間の参加者は固定化されています。

(3) 住民と共に障がいについて学ぶ機会を更に充実させるために以下の事業を実施します。(資料編 p18 参照)

《評価》

障がい当事者が小中学校で講師となり、障害特性である「視覚障がいの困り事」や、「障がい者の仕事」について話をしました。障がい者だけが参加する「チャレンジ旅行」は障がい者同士が助け合うこともできるという学びを深めました。手話講座、朗読講座では手話や朗読の奉仕員の養成を行うと同時に、聴覚障害者が講師になることで、「聞こえない」ことの生活の困難さを知る機会となり、学びが深まりました。

(4) 潜在的な地域の課題発見を把握するために、積極的に訪問活動を行い、また事業を通じて住民の課題を把握し適切な支援につなげるために、以下の事業を行います。(資料編 p18 参照)

《評価》

様々な障がいへの適切な医療への繋がりが進んだ事と就労等サービス事業所が増えた事で、委託相談支援は相談数が減少しました。反面、引きこもりや精神疾患からの複合課題が増え続け、その原因や解決の方法を探るため、自宅やその周辺の地域の訪問を丁寧に行いつつ、地域会議に出席し、地域での生活課題の聞き取りを行いました。

計画相談は多機関協働で生活課題を把握し整理を行った上で、生活支援や就労サービスで計画相談を行うなど本人の障がい特性に合わせた支援を行うなど、適切な支援につなげ

ることができました。

(5) 課題解決を行うための地域の支援体制の充実を図ります。(資料編 p19 参照)

《評価》

防災訓練は、自主防災組織のある石和町の地区で実施しました。地区住民が車椅子での避難の困難さを体験し、よりの確な避難の支援体制ができるよう、課題を整理し、地域での災害時の支援体制の充実を図りました。

自立支援協議会の相談支援部会では障がい者自身が話し合いに参加し、重度の障がい者の「夢を持って地域で暮らしたい」という思いを実現するためには、地域ではどのようなことをしたらいいのかを参加者と一緒に考える場を作りました。

(6) 各関係機関、関係者との連携を更に強化します。(資料編 p19 参照)

《評価》

地域会議や、基幹相談支援センターからの委託で、多様なケースを受任し、特に保護者の死後での独居の方や、複雑な障がい特性のため、課題が多様化する方など、病院や保健所、各サービス事業者と連携を重ねました。地域拠点事業では、緊急時受入などの課題を話し合い、実際に緊急受入の支援を行うことができました。

(7) 障がい者の包括ケアを実現するための社協内協働体制づくりを更にすすめるために、以下のことを行います。(資料編 p19 参照)

《評価》

介護保険に移行する高齢の障がいの方や、金銭管理が難しい特性の障がいの方、適応するサービスが無い方でも支援センター利用に結びつけるなど、障がいの特性に合わせた支援ができることを目的とした調整会議や、社協内の各部門と協働しました。

車椅子の貸出しは地域福祉課と協働し、定期的にメンテナンスを行うことで、必要としている方に貸し出しができました。補装具についての専門的なアドバイスを行っています。

(8) 住民への理解を促進するための、社協内協働体制づくりを強化するために以下の事業を進めます。(資料編 p19 参照)

《評価》

障がい者が地域で暮らすことについて、地域の方々が障がいについて知りたいという事に対応するために、地域事務所と協働しました。小中学校の福祉講話や民生委員協議会では障がい理解促進のための講演をしました。また、パンフレットを配布しました。

夏の事業として、地域活動支援センターⅢ型がひまわりを育て、地域事務所と共に独居高齢者のお宅訪問を行い、脱水症予防の呼びかけを行いました。

(9) 地域のあらゆる困りことに対応できる専門職としての資質向上を図るために以下のことを行います。(資料編 p20 参照)

《評価》

職員であれば誰でも自由に参加できる学習の場として地域活動支援センターⅢ型勉強会を、特性がある発達障がいへの対応などをテーマに、月に1回開催しました。

市との協働では、発達障がい支援連絡会事務局として参加しました。幼少期からのライフサイクルで支援を行えることをテーマにした研修を行っています。

相談支援部会では、市内の事業所や行政職員で事例検討会等を開催し、現場に即した学

びを行いました。

(10) 障がい者支援の専門職として、虐待防止、障がい者差別解消についての啓発活動を行います。また、住民との協働による課題の発見やその後の支援における専門職と住民との役割の明確化を図り、協働体制づくりを進めます。(資料編 p20 参照)

《評価》

障がい者虐待相談受付窓口として、虐待に関わる相談を受けたり、その解決のための研修会を相談支援部会で行いました。また、障がい者差別の地域相談員を県から受託し、研修会や住民の会議等の場でパンフレットを配布するなどの広報普及活動を行う中で、住民の見守り体制の重要性を伝え、その役を担っていただけるようお願いをしています。

IV. 在宅介護部門

1. 部門目標と評価

社協の介護保険事業所として、居宅介護支援事業、通所介護事業（デイサービス）、訪問介護事業を展開すると共に介護保険制度の改正に柔軟に対応し在宅生活を支援していきます。

介護保険制度等の法令遵守を徹底し事業内容の透明性を確保し、介護を必要とする状態になってもできる限り住みなれた地域でその人らしい自立した日常生活ができるよう、利用者の尊厳を尊重し質の高いサービスの提供を行い、住民から選ばれる事業所を目指します。

また、活動計画の「7つのあい」に示された共助、及び平行して行う公助として制度に基づく専門的な支援と制度外サービスの提供も行っていきます。

そのために、以下の目標の実現に向けて取り組みます。

《評価》

社協の介護保険事業所として「断らない事業所」を目標に、介護を必要とする状態になっても、地域生活の継続ができるよう居宅介護、通所介護、訪問介護事業を展開し、要介護・要支援者等の在宅生活を支援しました。

介護保険制度等の法令遵守を徹底し、利用者の尊厳を尊重したサービスの提供を行うと共に「7つのあい」に示された公助として、制度に基づく専門的な支援と山間地域への対応、制度外サービスの提供も行いました。

在宅介護部門全体、課内、新人看護師の研修を行い社協の事業所としての役割意識の向上や専門的な知識を深めました。

2. 居宅介護支援事業所の目標と評価

(1) 利用者のニーズに対して、医療・介護の関係機関等との連携及び必要に応じて社協内の各部署との連携を図り、課題解決に向けた支援を行います。(資料編 p20 参照)

《評価》

利用者の持つ課題を明確にして、主治医や関係機関等との連携を行い、情報共有をすることで、課題解決に向けた支援を行いました。しかし、複合化・困難化したニーズに対して、各専門職が相互に隙間を埋める連携の努力をすること、分野を超えてサービスを調整できる人材と時間の確保を行っていくことが課題となり、リーダー等の持ち件数を調整し

ながら、確実に課題解決に向けた支援が行える体制を整えました。

(2) 特定事業所の継続により、質の高いケアマネジメントを提供できる体制を確保していきます。(資料編 p21 参照)

《評価》

特定事業所の加算要件である「24 時間対応」、「週 1 回以上利用者に関する情報伝達等の会議の開催」及び「計画的に研修会への参加・報告」等に加え、今年度から追加された「市内のケアマネも参加できる、他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の研修会の開催」を行いました。社協ケアマネだけでなく、地域のケアマネの質の向上を目指し、質の高いケアマネジメントを提供できる体制づくりを進め、質の向上に努めました。

3. 在宅介護支援課（通所介護事業所（デイサービス）・訪問介護事業所）の目標と評価

(1) 「断らない事業所」として他事業所では受け入れ困難な生活困窮者、ねたきり高齢者、精神・身体障がい者、重度認知症者、医療重度者（喀痰吸引・胃ろう、癌末期者等）及び在宅看取りの方への支援を積極的に行い、制度の狭間への対応も行っていきます。(資料編 p21 参照)

《評価》

いわゆる困難事例の方や山間地域への対応を継続して行いました。また、市内で受け入れ事業者が少ない総合事業対象者の受け入れも行いました。

制度外サービスとして、通所介護事業所では「お泊りデイ」、訪問介護事業所では「おまかせ安心サービス」を行い制度の狭間への支援も行いました。

(2) 職員の専門的知識の向上を図り、質の高いサービスの提供を行います。(資料編 p24 参照)

《評価》

社協内各種研修のほか、課内での事例検討会、伝達研修会、制度・施策学習会等を実施し、継続的な研修を行うことができました。また、積極的に外部研修への参加もしました。

(3) 地域住民や社協内連携を通して、地域生活の継続を支援できるサービスの提供を行います。(資料編 p25 参照)

《評価》

通所介護事業所ではお花見、買い物ツアー等の外出に、ボランティアの協力を得て利用者の社会参加の機会を作ることができました。また、夏祭り、敬老会では各地域事務所と連携し、地域福祉推進委員やボランティア等を招待して、地域交流を図る事ができました。

V. 南部長寿包括支援センター

1. 部門目標と評価

増加している高齢者及び認知症高齢者など、地域で支援を必要としている方々に切れ目ないサービス提供や困りごとの早期発見及び早期対応等の一連の取り組みを行うことで、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるようにしていきます。

《評価》

地域住民の様々な相談に対応できるよう住民や関係機関、社協事業（地域座談会、やってみるじゃん、熱中症予防事業等）で高齢者の相談窓口であることを周知し、民生委員等

の地域支援者、関係機関との連携ができ個別課題の早期発見や早期対応に取り組みました。

複雑化している個別課題に対しては、地域支援者や関係機関等とのネットワークの活用、介護保険制度のサービス利用による課題解決に向けた専門的な支援を行いました。社協が受託している包括支援センターの強みを活かし、地域福祉事務所や後見センターとの連携による支援も行いました。

2. 南部長寿包括支援センターの目標と評価

(1) 総合相談支援事業（資料編 p26 参照）

地域に住む高齢者等に関する様々な相談を受け止め困りごとの解決につなぐことができるよう取り組みます。

《評価》

地域住民や医療機関、警察、金融機関、民生委員等の地域関係機関（者）に相談窓口の周知を行い、顔の見える関係づくりがいき、相互の役割や機能が理解しあえ個別課題の早期発見や専門的な対応をすることができました。社協内連携で「やってみるじゃん」での、高齢者の実態把握、熱中症予防の訪問等で多くの相談を受けました。

(2) 権利擁護事業（資料編 p26 参照）

権利侵害行為の対象となっている高齢者や権利侵害の対象になりやすい高齢者、自ら権利主張や権利行使することが困難な状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応・権利行使の支援を専門的に行うようにします。

《評価》

包括事業（実態把握・民生委員協議会）や社協事業（やってみるじゃん・八代福祉まつり）を通じて権利擁護に関する住民への周知活動や芦川民生委員協議会では説明を行いました。また、権利の侵害が疑われるケースについては基幹包括支援センターと連携し対応したり、社協内後見センターとの連携により専門的な対応をしました。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（資料編 p26 参照）

多様な生活課題を抱えている高齢者等が地域でその人らしく安心して生活を継続していくために、介護支援専門員と連携を行い、課題に応じたあらゆる社会資源を適切に活用できるように包括的及び継続的に支援を行うようにします。

《評価》

個別ケースや包括内の事業を通して介護支援専門員との交流や連携を行い個別課題の解決に向けネットワークの活用方法やその他のインフォーマル資源の活用について助言等を行いました。また、介護支援専門員が抱えている個別課題の解決に向けた取り組みを協働で行いました。

(4) 介護ケアマネジメント業務（資料編 p26 参照）

要介護状態になることを予防するため、質の高いマネジメントが行えるようにします。

《評価》

事例検討会の開催や包括支援に関する様々な研修等に参加し、質の向上に取り組みました。介護支援専門員が作成するサービス計画書に対し高齢者が安心して自立に向けた生活が送れるような取り組みがなされているか、望む生活のための取り組みがなされているか等の確認や助言を行いました。

以上